

○伊豆の国市市民憲章審議会条例

令和5年3月24日条例第6号

伊豆の国市市民憲章審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市民憲章の制定に関し必要な事項を調査し、及び審議するため、伊豆の国市市民憲章審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、第1条の市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間とする。

(解嘱)

第5条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集するものとする。

- 2 審議会の会議の議長は、会長が行う。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊豆の国市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表総合計画審議会の委員の項の次に次のように加える。

市民憲章審議会の委員	日額10,000円
	半日額6,000円